平成２４年９月１８日

各所属予算担当課長様

市政改革室区行政システム担当課長

区長への決定権拡大に伴う財源配分の考え方等について

　標題について、平成２４年８月からの区長への決定権拡大に伴い、平成２５年度予算編成に係る財源配分の考え方と事務を進めるにあたっての留意点を次のとおり取りまとめたので、各区及び各事業所管局との十分な連携のもと予算編成事務を行っていただくようよろしくお願いする。

記

１　区シティ・マネージャー（区ＣＭ）の決定権の範囲での予算編成

　平成２４年８月からの区長への決定権拡大については、「区シティ・マネージャーが決定権を持たない事務に関する基準」により区長への決定権の拡大を図ってきたところである。

平成２５年度の予算編成にあたっては、上記基準により決定した決定権の範囲において、各区ＣＭと各事業所管局との十分な連携のもと事業調整し予算編成を行うこと。

ただし、予算編成の過程において、上記基準の変更が必要であると思われる場合については、１０月末までにその旨を市政改革室に報告すること。

２　区ＣＭ及び区長への財源配分の考え方

1. 区ＣＭ自由経費（一部限定的含む）※１及び区長自由経費※１については、次の考

え方により各局へ財源配分するのもとする。

・市政改革プランにおける事務事業の見直しについては、見直しの年次計画の額に

従って配分

　　　・施設の維持管理経費については、前年度予算ベースで配分

　　　・上記以外の経費については、基準財政需要額的な考え方※１により算定し配分

（２）　今回の配分で区ＣＭに対して個別に配分しないもの

市政改革プランにおける区長による再構築事業※２や、重点施策推進経費※３などで

事業スキームや具体的な事業経費などが決まっていないものは、配分せずに局で留

保する。

※１　区ＣＭ自由経費（一部限定的含む）、区長自由経費、基準財政需要額的な考え方によ

り算定するものについては、別添（資料２）９月１４日戦略会議資料を参照のこと。

　　　※２　区長による再構築事業は、コミュニティ系バス運営費補助、地域高齢者活動拠点（老

人憩の家）提供事業助成、子育て活動支援事業

なお、市政改革プランの見直し内容をふまえた平成２５年度予算案への反映状況

については、別途照会する「『市政改革プラン』施策・事業の見直しの進捗状況について（照会）」を参照のこと。

※３　保育ママ事業、公立保育所最低基準（面積）緩和措置にかかる非常勤人件費につい

ては、予算所管局（こども青少年局）が政策企画室と調整のうえ１１月初旬を目途に

財源配分する。

３　財源流用や事業の改廃などの制限事項

1. 財源流用の考え方

区長への配分額と区ＣＭへの配分額を合計した配分額の範囲内において予算調整を行うこと。ただし、区長への財源配分と区ＣＭへの財源配分間の財源流用は可能とする。なお、以下の点に留意して予算編成を進めていただきたい。

・非裁量経費※４及び重点施策推進経費については、他事業への財源流用はできない。

・特定財源や非連動歳入がある事業については、各区は関係所属と十分に事業調整を行うこと。なお、特定財源により締切日が異なる場合があるので注意すること。

・特に起債に関しては本市全体の発行制限があるので、各区は関係所属と十分に事業調整を行うこと。

・教育委員会所管事業にかかる決定権は教育長にあるので、予算編成にあたっては十分注意すること。

・特別会計での実施事業については、当該会計内での事業調整とし、他会計への財源流用は行わないこと。

※４　市営交通機関乗車料金福祉措置（障害）、淀川スポーツセンター賃借料、南港ポートタ

ウンＳＣ賃料、母子寡婦福祉貸付金

1. 事業の改廃などの裁量が制限される事業

個別事業ごとの制限事項等（法の定めによるものなど）については、各事業所管局と十分に調整すること。なお、裁量が制約される事業（一部限定的を含む事業）については、資料４のとおりである。具体的な制約内容等については、既に８月２２日各区へデータで送付している個別事業調書で確認すること。

また、地域活動に関わる事業については別途説明する。

４　区長重点施策経費

　　区長及び区ＣＭへ配分する財源とは別に、今回、区長重点施策として区長が施策方針を実現するための経費として別途配分することとする。

なお、配分額については、各区一律に２０，０００千円とする。

　（財源の使途の考え方）

　　・区ＣＭ及び区長へ配分される財源と区別することなく、他の財源とあわせてこの財

源を使用することができる。

　　・事業実施期間については、単年度もしくは区長就任期間中とする。

・複数区や局との連携による事業実施も可能とする。

・特に、この経費を財源とした事業企画に際しては、ＰＤＣＡの観点を踏まえたもの

となるよう十分留意すること。

５　歳入確保に係るインセンティブ制度の拡充

（１）未利用地売却促進インセンティブ制度

　　これまでから未利用地処分にかかる財産売却代に基づき配分額を加算してきたところ

であるが、平成25年度予算編成においては、未利用地の売却促進を一層図るとともに、今まで以上に区と局が一体となって取り組むため、土地所在区が土地所管局とともに売却に向け努力を行う場合には、新たに土地所在区にも売却促進インセンティブを加算できることとするなど制度を見直し。

（２）新たな広告料収入の確保

これまで各所属の財産等を活用し、広告料収入を確保した場合はすべて財産所管所属の財源として活用してきたが、平成２５年度からは局の財産を活用して区長の努力により広告料収入を確保した場合は、その割合を局５０％、区５０％として財源を活用できるものとする制度の見直し。

※制度の変更による事業の詳細については、別途通知する「未利用地売却促進にかかるインセンティブ制度について」及び「局所管財産を活用して区が実施する広告事業について」で確認のこと。

６　その他

（１）区役所への事業移管にかかる経費配分

　　　局事業を区役所へ移管する場合については、区長との調整が必要となります。事業所管局と区長との間で調整がつき次第、区へ移譲することになるので、区へ事業移管するものについては、１０月末までにその調整を行い、結果について市政改革室へ報告すること。

（添付資料）

　　資料１　区役所と各局との事業調整について（事務の流れイメージ）

資料２　第８回「新たな区」移行プロジェクト会議資料（区予算関連抜粋）

資料３　特定財源を含む事業一覧（２４年度事業ベース）

　　資料４　区ＣＭ自由経費で一部限定的経費を含む事業一覧（２４年度事業ベース）

【問合せ先】

　市政改革室　区行政システム担当

　　区行政システム担当課長　　　武富（6208‐9831）

　　区行政システム担当課長代理　難波（6208‐9860）

　　区行政システム担当課長代理　森　（6208‐9861）

　　　　　　　　　　　担当係長　磯村（6208‐9796）